

新型コロナウイルス関連  
(日本への入国者に対する水際対策強化措置の延長)

令和3年12月28日  
在ドバイ日本国総領事館

【ポイント】

- 日本国政府は、2021年12月31日までの措置としていた日本への入国者に対する水際対策強化措置について、「当面の間」延長（継続）すると発表しました。
- これまでと同様に、有効なワクチン接種証明書所持者への隔離期間の短縮措置、業所管省庁による審査済証発行措置、全世界からの外国人の新規入国、12月2日以前に交付された「短期滞在査証」の効力等は、引き続き「停止」されたままです。
- 日本人の配偶者等の外国人の内、急ぎ日本への入国を希望する人道上真に配慮すべき特段の事情がある場合は、査証申請を受け付けられる場合がありますので、個別に当館にお問い合わせください。
- なお、日本に入国する際のPCR検査陰性証明書の携行、日本の空港到着時の新型コロナウイルス検査、自宅や個人手配の宿舎等での入国後14日間の自主隔離等、基本的な検疫手続きに変更はありません。

【本文】

1 現在実施されている水際対策強化措置について、適用期間が「**当面の間**」継続されます。

(1) 有効なワクチン接種証明書所持者への隔離期間の短縮措置

12月1日から**停止中**

(2) 受入責任者の申請に基づく業所管省庁による審査済証の発行及び行動制限の緩和

12月1日から**停止中**

(3) 外国人の新規入国、査証申請

ア 12月2日以前に交付された「短期滞在査証」の効力は、**停止中**

※ただし、以下(ア)～(ウ)のように、人道上、真に配慮すべき特段の事情がある場合で、急ぎ日本に渡航する必要がある場合は、査証申請を受け付けられる場合がありますので、個別に当館にご相談ください。

(ア) 病気である本邦居住者又は出産する本邦居住者の看護及び日常生活の支援をする親族

(イ) 死亡した又は危篤である本邦居住者を訪問する親族

(ウ) 未成年者や病気等の理由により単独での渡航が困難な者が本邦に渡航する際に、これに同伴する親族

イ「在留資格認定証明書」に基づく中長期滞在目的の「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「外交」**以外**の資格を持つ外国人の新規入国及び査証申請は**停止中**

2 UAEから日本に入国する際の検疫措置に**変更はありません**。

UAE出発前72時間以内のPCR検査陰性証明書の携行、日本の空港到着時の新型コロナウイルス検査、自宅や個人手配の宿舎等での入国後14日間の自主隔離、公共交通機関の不利用、指定アプ

りのダウンロード、質問票への回答とQRコードの取得、誓約書の提出等の手続きは、従来どおり要請されます。UAEから日本に入国する際の検疫措置の詳細は以下リンクを参照ください。

<https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/files/100281243.pdf>

#### 【本件に関する参照先】

○日本の検疫措置に関する参照先

ア 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

受付時間：9時から21時まで（土日祝日（年末年始）含む）

イ 海外から日本に入国する全ての方に必要な措置（質問票、誓約書、必要なアプリの情報はこちらから）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

○当館ホームページ

（新型コロナウイルス関連情報：ドバイから日本に入国・帰国される皆様へ）

[https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_top.html](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_top.html)

（日本渡航用の出国前検査証明を取得可能なドバイの検査施設情報一覧）

[https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00010.html](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00010.html)

○外務省ホームページ

（12月28日：新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C172.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C172.html)

（12月27日：水際強化措置に係る指定国・地域）※UAEは指定されていません

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228\\_list.pdf](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1228_list.pdf)

○法務省ホームページ

（外国人に対する新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について）

[https://www.moj.go.jp/isa/hisho06\\_00099.html](https://www.moj.go.jp/isa/hisho06_00099.html)

出入国管理部審判課

+81-3-3580-4111（内線4446、4447）

---

在ドバイ日本国総領事館

電話：+971-(0)4-293-8888（日～木曜08:00-16:00、ラマダン中は08:00-14:00）

所在地：28th Floor, Dubai World Trade Centre, UAE

メール：[ryouji@du.mofa.go.jp](mailto:ryouji@du.mofa.go.jp)

ホームページ：[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※在留届の「変更届」及び「帰国届」をご提出される方はこちら。

[http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/visa\\_orr.html](http://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itpr_ja/visa_orr.html)

---